

万国郵便条約の第二追加議定書

万国郵便条約の第二追加議定書

ドバイにおいて大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十九条2の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十四条3及び5の規定の適用があることを条件として、万国郵便条約（以下「条約」という。）に対する次の改正を採択した。

第一条

条約第四条を次のように改める。

第四条 継越しの自由

1 万国郵便連合憲章第一条に規定する継越しの自由の原則により、加盟国は、その指定された事業体以外の指定された事業体から引き渡される閉袋及び開袋通常郵便物を、いかなる場合にも、自国内で差し出される郵便物について利用する最も速達の線路によって、かつ、最も安全な方法によって送達することを確保する義務を負う。この原則は、誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋についても適用する。

2 伝染性物質又は放射性物質を包有する郵便物の交換に参加しない加盟国は、自国の領域を経由するこれらの郵便物の継越しを認めないことができる。通過国である加盟国は、開袋継越しについて、印刷物（定期刊行物、雑誌等）及び小形包装物であつて、自国内における発行又は流布の条件を定める法令に抵触するものについても、同様に継越しを認めないことができる。また、M郵袋は、開袋継越しが認められない。

3 小包についての継越しの自由は、連合の全境域において保障される。

4 加盟国が継越しの自由に関する規定を遵守しない場合には、他の加盟国は、当該加盟国との間の郵便業務の提供を中止する権利を有する。

第二条

条約第六条を次のように改める。

第六条 郵便切手

1 「郵便切手」という語は、この条約に基づいて保護されるものとし、この条及びこの条約の施行規則に定める条件を満たす切手にのみ用いられる。

2 郵便切手は、

2.1 連合の文書に基づき、加盟国又は地域の権限の下においてのみ発行し、及び流通する。

2.2 主権の表象であり、また、連合の文書に適合するように郵便物に貼り付ける場合には、当該郵便切手の本質的な価値に相当する料金の納付の証拠となる。

2.3 料金納付又は収集のため、発行する加盟国又は地域においてその法令に基づき通用する。

2.4 発行する加盟国又は地域の全ての利用者が入手可能なものでなければならない。

3 郵便切手は、次のものを含む。

3.1 ローマ文字で記載された発行する加盟国若しくは地域の名称（注）又は発行する加盟国若しくは地域から万国郵便連合国際事務局に要請がある場合には、この条約の施行規則に定める条件に従い、当該加盟国若しくは地域を公式に代表する略号若しくは頭文字

注 切手を発明した国であるグレートブリテン及び北アイルランド連合王国には例外が認められる。

3.2 次のもので記載された額面

3.2.1 原則として、発行する加盟国若しくは地域の通貨又は文字若しくは記号

3.2.2 その他の識別のための特徴

4 郵便切手に描かれた国の紋章、監督用の公の記号及び政府間機関の記章は、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づいて保護される。

5 郵便切手の主題及び意匠は、

5.1 万国郵便連合憲章前文の精神及び連合の機関が行う決定に従う。

5.2 加盟国若しくは地域の文化的同一性と緊密な関係を有し、又は文化の普及若しくは平和の維持に貢献するものとする。

5.3 加盟国又は地域において、外国の重要人物又は出来事を記念する場合には、当該加盟国又は地域と緊密な関係を有するものとする。

5.4 政治的性質又は個人若しくは国を侮辱する性質を有してはならない。

5.5 加盟国又は地域にとって重要な意味を有するものとする。

6 連合の文書に定める郵便料金納付の印影、料金計器による印影及び印刷機その他の押印機器による印影は、加盟国又は地域が認める場合にのみ使用することができる。

7 加盟国は、新たな素材又は技術を使用した郵便切手を発行する前に、当該郵便切手と郵便物を処理する機械との適合性に関する必要な情報を国際事務局に提供する。同事務局は、他の加盟国及びその指定された事業体にその旨を通報する。

第三条

条約第九条を次のように改める。

第九条 違反行為

1 郵便物

1.1 加盟国は、次の行為を防止するため並びに次の行為を行った者を訴追し、及び処罰するために必要な全ての措置をとることを約束する。

1.1.1 麻薬、向精神薬及び危険物を郵便物に入れること。ただし、この条約及びその施行規則がこれらを郵便物に入れることを明示的に認めている場合は、この限りでない。

1.1.2 小児性愛又は児童ポルノの性質を有する物品を郵便物に入れること。

2 郵便料金納付及びその手段

2.1 加盟国は、次に掲げる郵便料金納付の手段に関する違反行為を防止し、抑圧し、及び処罰するために必要な全ての措置をとることを約束する。

2.1.1 通用中の又は通用が廃止された郵便切手

2.1.2 郵便料金納付の印影

2.1.3 料金計器又は印刷機による印影

2.1.4 削除

2.2 この条約の適用上、郵便料金納付の手段に関する違反行為とは、自己又は第三者のために不当な利得を得ることを意図して行われた行為（いずれの者によるかを問わない。）であつて次に掲げるものをいうものとし、これらの行為は、処罰される。

2.2.1 郵便料金納付の手段を変造し、模造し、若しくは偽造する行為又は郵便料金納付の手段の不正な製造に係る不法な行為

2.2.2 変造され、模造され、又は偽造された郵便料金納付の手段を製造し、使用し、流布し、商用化し、配布し、頒布し、輸送し、展示し、又は掲示する行為（カタログ及び広告目的のものを含

む。)

2.2.3 既に使用した郵便料金納付の手段を郵便目的で使用し、又は流布する行為

2.2.4 これらの違反行為の未遂

3 相互主義

3.1 処罰については、関係する郵便料金納付の手段が国内のものであるか外国のものであるかを問わず、2に規定する行為の間に差別を設けてはならない。この規定は、法令上又は条約上の相互主義についての規定の対象とならない。

第四条

条約第十二条を次のように改める。

第十二条 外国における通常郵便物の差出し

1 いずれの指定された事業者も、自己の属する加盟国の領域内に居住する差出人が外国において適用される一層有利な郵便料金の利益を受けるために当該外国において差し出し、又は差し出させる通常郵便物を送達し、又は受取人に配達する義務を負わない。

2 1の規定は、差出人の居住国において準備された後に国境を越えて搬出された通常郵便物又は外国において作成された通常郵便物のいずれについても、区別なく適用する。

3 名宛側の指定された事業者は、差出側の指定された事業者に対し、内国料金の支払を請求する権利を有する。名宛側の指定された事業者が定めた期間内に、差出側の指定された事業者がこの内国料金の支払を承諾しない場合には、名宛側の指定された事業者は、1及び2に規定する通常郵便物を、差出側の指定された事業者に返送し（この場合において、当該名宛側の指定された事業者は、このような返送の費用の償還を請求する権利を有するものとする。）、又は自国の法令に従って取り扱うことができる。

4 いずれの指定された事業者も、差出人が居住国以外の国において多量に差し出し、又は差し出させる通常郵便物について受領する到着料の額が、当該通常郵便物が差出人の居住国において差し出された場合に受領したであろう額を下回るときは、当該通常郵便物を送達し、又は受取人に配達する義務を負わない。名宛側の指定された事業者は、その負担する費用に相当する報酬を差出側の指定された事業者に請求する権利を有する。この場合において、この報酬は、同様の郵便物に適用される内国料金の八十パーセントの額又は第二十八条15に定める料率のいずれか高い方を超えてはならない。名宛側の指定さ

れた事業者が定めた期間内に、差出側の指定された事業者が請求された報酬の支払を承諾しない場合には、名宛側の指定された事業者は、当該通常郵便物を、差出側の指定された事業者に返送し（この場合において、当該名宛側の指定された事業者は、このような返送の費用の償還を請求する権利を有するものとする。）、又は自国の法令に従って取り扱うことができる。

第五条

条約第十四条を次のように改める。

第十四条 業務の質

0の二 業務の質

0の二.1 業務の質には、効率的で利用しやすく、質の高い普遍的な郵便業務を確保するため、業務の提供の

あらゆる側面に焦点を当てた活動を含むものとする。

0の二.2 業務の質に関する活動には、電子商取引並びに需要及びサプライチェーンの管理に焦点を当てた強

固な、かつ、信頼し得るネットワークによって推進される評価、質の改善、認証及び遵守に関する活動を含むが、これらに限定されない。

0の三 業務の質に関する基準及び目標

0の三.1 加盟国又はその指定された事業体は、この条約の施行規則に従い、書類を包有する自国宛ての通常郵便物（義務的な追跡を伴うもの及び義務的な追跡を伴わないもの）の配達に関する基準及び目標を定め、公表し、及び更新する。

0の三.2 加盟国又はその指定された事業体は、適切な通報類集において定めるとおり、物品を包有する自国宛ての追跡郵便物の配達に関する基準及び目標を定め、公表し、及び更新する。

0の三.3 加盟国又はその指定された事業体は、適切な通報類集において定めるとおり、物品を包有する郵便物の最も重要な名宛地に関する輸出の基準及び目標を定め、及び公表する。

0の三.4 これらの基準及び目標については、通関に通常要する時間を考慮に入れるものとし、内国業務の相当する郵便物について適用される基準及び目標よりも不利なものとしてはならない。

0の三.5 加盟国又はその指定された事業体は、業務の質に関する基準の適用について評価する。

第六条

条約第十六条を次のように改める。

第十六条 郵便料金の免除

1 原則

1.1 郵便料金の免除（郵便料金納付の免除）は、この条約に明文の定めのある場合に限り行う。もつとも、この条約の施行規則は、加盟国、指定された事業体又は地域連合が差し出し、かつ、郵便業務に関連する通常郵便物及び小包郵便物の郵便料金納付の免除並びにこれらの郵便物の継越料、到着料及び到着の割当料金の支払の免除について定めることができる。また、地域連合、加盟国又は指定された事業体宛てに万国郵便連合国際事務局が差し出す通常郵便物及び小包郵便物については、郵便料金を免除する。もつとも、差出側の加盟国又はその指定された事業体は、当該通常郵便物及び小包郵便物について航空割増料金を徴収することができる。

2 捕虜及び抑留された文民

2.1 通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、捕虜が直接又はこの条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関を通じて発受するものについては、郵便料金（航空割増料金を除く。）を免除する。中立国内に收容され、かつ、抑留されている交戦者は、

この2.1の規定の適用上、捕虜とみなす。

2.2 2.1の規定は、通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、直接又はこの条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関を通じ、戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約に規定する抑留された文民に宛てて他国から発出されるもの又はこれらの者が差し出すものについても適用する。

2.3 この条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関も、2.1及び2.2に規定する者に関する通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、これらの機関が直接又は仲介者として発受するものについては、郵便料金の免除の利益を享受する。

2.4 2.1から2.3までの規定により郵便料金を免除される小包の差出しは、重量五キログラムを超えないもの限り認められる。内容品を分割することのできない小包及び捕虜に分配するために収容所又は捕虜の代表者に宛てた小包については、この最大限度を重量十キログラムとする。

2.5 指定された事業者の間の勘定の決済において、郵便業務の事務用小包及び捕虜又は抑留された文民が発受する小包については、航空小包に適用される航空運送料を除くほか、割当料金の割当てを行わ

ない。

3 盲人用郵便物

3.1 差出側の指定された事業者の内国業務において引き受けることができる範囲内で、盲人のための機関に宛て、若しくは盲人のための機関から差し出され、又は盲人に宛て、若しくは盲人から差し出される盲人のための全ての郵便物については、航空割増料金を除くほか、郵便料金を免除する。

3.2 この条において、

3.2.1 「盲人」とは、自国において盲目であり、若しくは視覚に障害があるとして公式に登録され、又は世界保健機関の盲人若しくは視力の弱い者の定義に該当する全ての者をいう。

3.2.2 盲人のための機関とは、盲人のために業務を行い、又は公式に盲人を代表する全ての団体又は協会をいう。

3.2.3 盲人用郵便物には、音声を含むあらゆる形態の通信文及び刊行物並びに盲人が盲目であることから生ずる問題を克服することを支援するために作成され、又は調整された各種の器具又は用品であつて、この条約の施行規則に定めるものを含む。

第七条

条約第十七条を次のように改める。

第十七条 基礎業務

- 1 加盟国は、その指定された事業体が通常郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。
- 2 書類のみを包有する通常郵便物とは、次のものをいう。
 - 2.1 重量一キログラムまでの優先郵便物及び非優先郵便物
 - 2.2 重量一キログラムまでの書状、郵便葉書及び印刷物
 - 2.3 重量七キログラムまでの盲人用郵便物
- 3 物品を包有する通常郵便物とは、次のものをいう。
 - 3.1 重量二キログラムまでの優先小形包装物及び非優先小形包装物
 - 3.2 この条約の施行規則に定める重量七キログラムまでの盲人用郵便物
- 4 通常郵便物は、この条約の施行規則に従って、郵便物の取扱速度及び郵便物の内容品の双方により分

類される。

5 通常郵便物は、4に規定する分類の方法において、その型により、小型郵便物（P）、大型郵便物（G）又は小形包装物（E）に分類することができる。大きさ及び重量の制限については、この条約の施行規則に定める。

6 2及び3に定める重量制限を超える重量制限は、この条約の施行規則に定める条件に従って、特定の種類の通常郵便物について任意に適用する。

7 加盟国は、その指定された事業者が、重量二十キログラムまでの小包郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。

8 重量二十キログラムを超える重量制限は、この条約の施行規則に定める条件に従って、特定の小包郵便物について任意に適用する。

第八条

条約第十八条を次のように改める。

第十八条 追加の業務

- 1 加盟国は、次の義務的かつ追加の業務の提供を確保する。
 - 1.1 書類のみを包有する自国から発送する又は自国宛ての航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る書留郵便業務
 - 1.2 物品を包有する自国宛ての航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る追跡業務
- 2 加盟国は、次の追加の業務を提供することを取り決めた指定された事業体の間において当該業務の提供を任意のものとして確保することができる。
 - 2.1 小包及び書類のみを包有する優先通常郵便物に係る保険付郵便業務
 - 2.2 通常郵便物及び小包に係る代金引換郵便業務
 - 2.3 書類を包有する自国宛ての航空通常郵便物及び優先通常郵便物並びに書類又は物品を包有する自国から発送する航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る追跡業務
 - 2.4 書類のみを包有する書留通常郵便物及び保険付通常郵便物に係る受取人本人への手交業務
 - 2.5 物品を包有する郵便物に係る関税込持込渡し業務
 - 2.6 取扱困難な小包に係る業務

- 2.7 一の差出人から外国に宛てて多量に差し出される小包の發送業務
- 2.8 当初の差出人の承認に基づき、受取人が当該差出人への物品の返送を指示する場合における物品の返送業務
- 2.9 重量三十キログラムまでの同一名宛地の同一受取人に宛てた新聞紙、定期刊行物、書籍その他これらに類する印刷された書類を包有する「M郵袋」という特別の郵袋に係る業務
- 3 次の追加の業務は、義務的側面及び任意的側面のいずれも有する。
 - 3.1 基本的に任意である国際郵便料金受取人払業務。もつとも、同業務の返信に係る業務については、全ての加盟国又はその指定された事業者がこれを確保する義務を負う。
 - 3.2 削除
 - 3.3 書類のみを包有する書留通常郵便物及び保険付通常郵便物の受取通知。全ての加盟国又はその指定された事業者は、自国宛てのこれらの郵便物の受取通知を受理する。ただし、自国から發送するこれらの郵便物の受取通知に係る業務の提供は、任意とする。
 - 3.4 小包郵便物に係る配達についての証明業務。全ての加盟国又はその指定された事業者は、配達につ

いての証明業務を伴う自国宛ての小包郵便物を引き受ける。ただし、自国から発送する小包郵便物に係る配達についての証明業務の提供は、任意とする。

4 1から3までの業務及びこれらの業務に係る料金については、この条約の施行規則に定める。

5 指定された事業者は、内国制度において次の業務について特別料金を徴収する場合には、この条約の施行規則に定める条件に従い、国際郵便物について、内国制度における料金と同額の料金を徴収することができる。

5.1 重量五百グラムを超える小形包装物についての配達

5.2 通常郵便物の締切時刻後の引受け

5.3 郵便物の窓口通常取扱時間外の引受け

5.4 差出人の住所からの取集

5.5 通常郵便物の窓口通常取扱時間外の交付

5.6 留置

5.7 重量五百グラムを超える通常郵便物（盲人用郵便物を除く。）の保管及び小包郵便物の保管

- 5.8 到着通知書への回答としての小包の配達
- 5.9 不可抗力による危険に対する負担
- 5.10 通常郵便物の窓口通常取扱時間外の配達

第九条

条約第十九条を次のように改める。

第十九条 引き受けられない郵便物及び禁制

1 総則

- 1.1 この条約及びその施行規則に定める条件を満たさない郵便物は、引き受けない。詐欺行為を意図して又は支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出された郵便物は、引き受けない。
- 1.2 この条に規定する禁制の例外は、この条約の施行規則に定める。
- 1.3 全ての加盟国又はその指定された事業体は、この条に規定する禁制の範囲を拡大することができるものとし、また、適切な通報類集にその禁制を記載した後、直ちに適用することができる。輸入（又は継越し）を禁止し又は条件付で認める物品の表の拡大又は修正を希望する加盟国又はその指定され

た事業体は、国際事務局に通知し、同事務局は、それに応じて適切な通報類集を更新する。

2 いずれの種類の郵便物にも入れてはならないもの

2.1 次の物品は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。

2.1.1 国際麻薬統制委員会が定める麻薬及び向精神薬並びに名宛国において禁止されているその他の不正な薬物

2.1.2 わいせつな又は不道德な物品

2.1.3 偽造又は海賊版の物品

2.1.4 名宛国において輸入又は流布が禁止されているその他の物品

2.1.5 その性質上又はその包装のために、取扱者若しくは一般公衆に危害を及ぼし、又は他の郵便物、

郵便設備若しくは第三者の所有する財産を汚染し、若しくは損傷するおそれのある物品

2.1.6 私的性質を有する書類であつて、その差出人及び受取人（これらの者の同居人を含む。）以外の者の間で交換されるもの

3 危険物

- 3.1 この条約及びその施行規則に規定する危険物は、いずれの種類郵便物にも入れてはならない。
- 3.2 不活性の爆発装置及び不活性の軍用の弾薬（不活性の擲弾、砲弾等を含む。）並びにこれらの模造品は、いずれの種類郵便物にも入れてはならない。
- 3.3 危険物は、相互に又は一方的に引き受けることについて同意を表明している加盟国の間において、国内の及び国際的な運送に関する規定及び規則に従うことを条件として、例外的に引き受けることができる。

4 生きた動物

- 4.1 生きた動物は、いずれの種類郵便物にも入れてはならない。
- 4.2 次の動物は、例外的に、書留郵便物及び保険付郵便物を除く通常郵便物に入れることができる。
- 4.2.1 蜜蜂、水ひる及び蚕
- 4.2.2 害虫に寄生し、及び害虫を捕食する虫であつて、害虫駆除の用に供し、かつ、公認の施設の間で交換するもの
- 4.2.3 生物医学の研究のために用いられるショウジョウバエ科のハエであつて公認の施設の間で交換さ

れるもの

4.3 次の動物は、例外的に小包に入れることができる。

4.3.1 生きた動物。ただし、生きた動物の郵便による運送が関係国の国内法令により認められる場合に
限る。

5 小包における通信文の包有

5.1 次のものは、小包郵便物に入れてはならない。

5.1.1 記録文書を除く通信文であつて、その差出人及び受取人（これらの者の同居人を含む。）以外の
者の間で交換されるもの

6 硬貨、銀行券その他の貴重品

6.1 硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、
金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、次の郵便物に入れてはならない。

6.1.1 保険付通常郵便物以外の通常郵便物

6.1.1.1 ただし、差出国及び名宛国の法令上認められる場合には、6.1に規定する貴重品のうち書類に相

当するものに限り、封筒に納め封かんの上、書留郵便物として発送することができる。

6.1.1 の二 保険付通常郵便物。ただし、差出国及び名宛国の法令上認められる場合には、6.1に規定する貴重品のうち書類に相当するものに限り、封筒に納め封かんの上、保険付郵便物として発送することができるとができる。

6.1.2 保険付小包以外の小包。ただし、差出国及び名宛国の法令上認められる場合は、この限りでない。

6.1.3 保険付小包以外の小包であつて保険付小包業務を行う二国の間で交換されるもの

6.1.3.1 さらに、加盟国又は指定された事業者は、保険付小包であるか否かを問わず、自国の領域から発送され、若しくは自国の領域に到着する小包又は自国の領域を経由して開袋で継ぎ越される小包に金の地金を入れることを禁止し、及びこのような小包の内容品を一定の実価以下のものに限ることができる。

7 印刷物及び盲人用郵便物

7.1 印刷物及び盲人用郵便物については、通信文の要素の記載をしなければならず、また、このような要素

を有する書類を包有してはならない。

7.2 印刷物及び盲人用郵便物については、消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金納付用証券又は有価証券を包有してはならない。ただし、郵便物が、その返信のため、郵便物の差出人又は差出国若しくは名宛国におけるその代理人の住所が印刷され、かつ、郵便料金が前納されている郵便葉書、封筒又は帯紙を同封する場合を除く。

8 誤って引き受けられた郵便物の取扱い

8.1 誤って引き受けられた郵便物の取扱いについては、この条約の施行規則に定める。ただし、
2.1.1、
2.1.2、
3.1 及び 3.2 に規定する物品を包有する郵便物は、いかなる場合にも、名宛地に送達せず、受取人に配達せず、また、差出元に返送しない。2.1.1 に規定する物品が継越しの際に郵便物の中から発見された場合には、この郵便物は、継越国の国内法令に従って取り扱われる。3.1 及び 3.2 に規定する物品が運送途上において発見された場合には、関係する指定された事業者は、郵便物からこれらの物品を取り除き、廃棄することができる。当該指定された事業者は、引き受けられない物品の除去に関する情報を送付し、及び当該郵便物の残りを送達することができる。

第十条

条約第二十二條を次のように改める。

第二十二條 指定された事業者の責任及び賠償金

1 総則

- 1.1 次条に規定する場合を除くほか、指定された事業者は、次の事項について責任を負う。
 - 1.1.1 書留郵便物、普通小包及び保険付郵便物に関しては、これらの郵便物の亡失、盗取又は損傷
 - 1.1.2 配達不能の理由が示されていない書留郵便物、保険付郵便物及び普通小包に関しては、その返送
- 1.2 指定された事業者は、1.1.1及び1.1.2に規定する郵便物以外の郵便物については、責任を負わない。
- 1.3 指定された事業者は、この条約に定めのない場合については、責任を負わない。
- 1.4 書留郵便物、普通小包又は保険付郵便物の亡失又は全面的損傷が不可抗力によるものであるために賠償金が支払われない場合には、差出人は、当該郵便物の差出しのために納付した料金（保険料を除く。）の還付を請求する権利を有する。
- 1.5 支払うべき賠償金の額は、この条約の施行規則に定める額を超えることができない。

1.6 責任を負う場合には、間接の損害、実現されなかった利益及び精神的損害については、支払うべき賠償金の額の計算に当たっては、考慮しない。

1.7 指定された事業体の責任に関する全ての規定は、厳密であり、義務的であり、かつ、網羅的なものとする。指定された事業体は、いかなる場合（重大な過失があつた場合を含む。）においても、この条約及びその施行規則に定める限度を超える責任を負わない。

2 書留郵便物

2.1 差出人は、書留郵便物の亡失、全部の盗取又は全面的損傷の場合には、この条約の施行規則に定める額の賠償金を請求する権利を有する。差出人が同施行規則に定める額を下回る額を請求する場合には、指定された事業体は、当該下回る額を支払い、これに基づき他の関係する指定された事業体から償還を受けることができる。

2.2 差出人は、書留郵便物の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。

3 普通小包

3.1 差出人は、普通小包の亡失、全部の盗取又は全面的損傷の場合には、この条約の施行規則に定める額の賠償金を請求する権利を有する。差出人が同施行規則に定める額を下回る額を請求する場合には、指定された事業者は、当該下回る額を支払い、これに基づき他の関係する指定された事業者から償還を受けることができる。

3.2 差出人は、普通小包の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。

3.3 指定された事業者は、小包の重量のいかんを問わず小包一個ごとに、この条約の施行規則に定める額を相互に適用することを取り決めることができる。

4 保険付郵便物

4.1 差出人は、保険付郵便物の亡失、全部の盗取又は全面的損傷の場合には、原則として、保険金額の特別引出権（SDR）による額に相当する賠償金を請求する権利を有する。

4.2 差出人は、保険付郵便物の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。賠償金の額は、いかなる場合にも、保険金額のSDR

による額を超えることができない。

5 差出人は、書留通常郵便物又は保険付通常郵便物が配達不能の理由が示されずに返送された場合には、当該郵便物の差出しのために納付した料金のみを還付を請求する権利を有する。

6 差出人は、小包が配達不能の理由が示されずに返送された場合には、差出国での当該小包の差出しのために納付した料金及び名宛国からの当該小包の返送によって発生した費用の還付を請求する権利を有する。

7 2から4までの規定が適用される場合には、賠償金は、郵便物の運送が引き受けられた場所及び時期における当該郵便物の内容品と同種の物品のSDRに換算した時価を基礎として計算する。時価がない場合には、賠償金は、当該場所及び時期において評価される当該同種の物品の通常の価値を基礎として計算する。

8 書留郵便物、普通小包又は保険付郵便物の亡失、全部の盗取又は全面的損傷について賠償金が支払われる場合には、差出人又は場合により受取人は、これらの郵便物の差出しのために納付した料金及び課金（書留料及び保険料を除く。）の還付を請求する権利を有する。受取人が不良状態を理由として受取

を拒絶した書留郵便物、普通小包及び保険付郵便物に関しても、当該不良状態が指定された事業者の責めに帰せられ、かつ、当該指定された事業者が当該不良状態について責任を負う場合には、同様とする。

9 盗取され、損傷し、又は亡失した書留郵便物、普通小包又は保険付郵便物の賠償金については、差出人が自己の権利を受取人のために書面により放棄した場合には、2から4までの規定にかかわらず、受取人が当該賠償金を請求する権利を有する。差出人と受取人が同一の場合には、その放棄を要しない。

10 差出側の指定された事業者は、自国の差出人に対し、書留郵便物及び保険付小包以外の小包について自国の法令に定める賠償金を、その額が2.1及び3.1に規定する賠償金の額を下回らないことを条件として、支払うことができる。名宛側の指定された事業者が受取人に対し賠償金を支払う場合についても、同様とする。ただし、次の事項については、2.1及び3.1に規定する額を適用する。

10.1 責任を有する指定された事業者に対する求償

10.2 差出人の権利の受取人のための放棄

11 二国間の合意がある場合を除くほか、調査請求の期限の徒過及び指定された事業者に対する賠償金の支払（この条約の施行規則に定める期間及び条件を含む。）に関するいかなる留保も、付することができない。

第十一条

条約第二十三条を次のように改める。

第二十三条 加盟国及び指定された事業者の免責

1 指定された事業者は、書留郵便物、小包又は保険付郵便物であつて、これらと同種の郵便物について自国の法令に定める条件に従つて配達したものについては、責任を負わない。ただし、次の場合には、責任を負う。

1.1 郵便物の盗取又は損傷が配達の前には又は配達の際に確認された場合

1.2 自国の規則により認められる場合において、盗取され、又は損傷した郵便物の配達を受ける際に受取人（差出元への返送の場合にあつては、差出人）が留保を付したとき。

1.3 自国の規則により認められる場合において、書留郵便物が郵便受箱に配達された後、受取人が当該

書留郵便物を受領していないことを申し出たとき。

1.4 受取人（差出元への返送の場合にあつては、差出人）が、小包又は保険付郵便物を正規に受領した場合においても、当該小包又は保険付郵便物を配達した指定された事業体に対し損害を発見した旨を遅滞なく申し出て、盗取又は損傷が配達後に生じたものでないことを立証したとき。「遅滞なく」の語は、国内法令に従つて解釈する。

2 加盟国及び指定された事業体は、次の場合には、責任を負わない。

2.1 第十八条5.9の規定が適用される場合を除くほか、不可抗力による場合

2.2 加盟国及び指定された事業体の責任に関して別段の証拠がなく、かつ、加盟国及び指定された事業体が不可抗力による業務書類の損傷のために郵便物について説明することができない場合

2.3 損害が差出人の過失若しくは怠慢又は内容品の性質から生じたものである場合

2.4 郵便物が第十九条の禁制に抵触する場合

2.5 郵便物が名宛国の法令に基づいて差し押さえられた場合において、その旨を名宛側の加盟国又はその指定された事業体が通報したとき。

- 2.6 保険付郵便物につき、内容品の実価を超える保険金額の詐欺表記がされている場合
- 2.7 差出人が郵便物の差出しの日の翌日から起算して六箇月以内に調査請求を行わなかった場合
- 2.8 捕虜又は抑留された文民が発受する小包である場合
- 2.9 差出人が、賠償金を受け取る目的で不正な意図をもって行動した疑いがある場合
- 3 加盟国及び指定された事業体は、税関への申告の内容（形式のいかんを問わない。）について、及び税関検査に付される郵便物の検査の際に税関の行った決定について、いかなる責任も負わない。

第十二条

条約第七部 A の表題及び第二十七条を次のように改める。

第七部 補償金

A 補償金及び継越料についての総則

第二十七条 継越料

- 1 二の指定された事業体の間又は同一加盟国の二の郵便局の間で他の指定された事業体の業務（第三国業務）の仲介によって交換される閉袋及び開袋継越郵便物については、継越料を支払う。継越料は、陸

路継越し、海路継越し及び航空路継越しの業務の実施に対する報酬とする。この原則は、誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋についても適用される。

2 二の指定された事業者の間又は同一国の二の郵便局の間で一又は二以上の他の指定された事業者の陸運業務によって交換される小包については、当該陸運業務に参加する指定された事業者のため、距離段階に応じて、この条約の施行規則に定める継越しの陸路割当料金を課する。

2.1 仲介する指定された事業者は、開袋継越小包につき一個ごとに、この条約の施行規則に定める単一の陸路割当料金を請求することができる。

2.2 継越しの陸路割当料金については、この条約の施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業者が負担する。

第十三条

条約第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十七条の二 補償金（総則）

1 この条約の施行規則に定める免除の規定が適用される場合を除くほか、他のいずれかの指定された事

業体から郵便物を受領した指定された事業体は、受領した郵便物に係る費用に対する補償金を差出側の指定された事業体から受け取る権利を有する。

2 国及び地域は、その指定された事業体による補償金に関する規定の適用のため、大会議の決議C四／二〇二五により大会議が作成した表に従い、次のように分類される。

2.1 二千年より前に目標制度に参加した国及び地域（A集団）

2.2 二千年、二千十二年及び二千十六年の時点において目標制度に参加した国及び地域（B集団）

2.3 二千二十七年以降に目標制度に参加する国及び地域（C集団）

3 補償金は、名宛国における業務の質に係る達成度に基づくものとする。郵便業務理事会は、監視システムに参加することを奨励し、及び業務の質に関する目標を達成した指定された事業体に報いるため、次条から第三十条まで及び第三十三条に定める補償金に加えて補償金の補足を認めることができる。また、同理事会は、業務の質が不十分な場合には、補償金を減額することができる。ただし、補償金は、次条から第三十条まで及び第三十三条に定める最低の補償金を下回ることとはできない。

4 名宛側の指定された事業体は、1に規定する補償金の全部又は一部を放棄することができる。

- 5 郵便業務理事会は、小形包装物（E）及び小包についての事前の電子データの提供に関する要求に対する指定された事業体の適合の程度に応じて、補償金の補足又は減額を認めることができる。
- 6 指定された事業体は、二者間又は多数者間の取決めにより、補償金の勘定の決済につきその他の補償方式を適用することができる。
- 7 指定された事業体は、非優先郵便物の交換について、優先郵便物の到着料率に十パーセントの任意の割引率を適用することができる。
- 8 内国制度の直接利用
 - 8.1 原則として、A集団の国の指定された事業体は、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同一の条件により他の指定された事業体を利用することができるようにする。名宛側の指定された事業体は、差出側の指定された事業体が直接利用の条件を満たしているか否かを判断する。
 - 8.2 B集団及びC集団の国の指定された事業体は、二年の試験的な期間の間、内国制度の条件を限られた数の指定された事業体を利用することができるようにすることができる。当該期間が満了した後、当該B集団及びC集団の国の指定された事業体は、内国制度の条件を利用することができなくなる

か、その後は内国制度の条件を全ての指定された事業者が継続的に利用することができるようにするか、かのいずれかを選択しなければならない。

8.3 B 集団及び C 集団の国の指定された事業者は、A 集団の国の指定された事業者に対し、内国制度の条件の適用を要求する場合には、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同一の条件により全ての指定された事業者が利用することができるようにしなければならない。

9 二千二十七年以降に適用する料率に関し、保険付小包一個当たりの追加の補償金は、この条約の施行規則の規定に従い、一・五〇〇SDRとする。第三十三条1.2の規定に従って通報された料金に配達についての証明の料金を含む場合には、追加の補償金は、一個当たり〇・三〇〇SDRまで減額するものとする。第三十三条8.1の規定に基づき料金を適用する指定された事業者は、同条の規定に従い、〇・三〇〇SDR増額した金額を受領する。

第十四条

条約第二十八条を次のように改める。

第二十八条 到着料（総則）

1 通常郵便物（大量郵便物を含み、M郵袋及び国際郵便料金受取人払郵便物を除く。）の補償金は、名宛国における取扱いの費用を反映した一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。普遍的な業務の提供の一部である内国制度における優先郵便物に適用される料金は、到着料率の計算のための参考とする。

2 到着料率は、第十七条5の規定に基づく大きさ（型）による郵便物の分類を内国制度において適用する場合には、当該分類を考慮して計算する。

2.1 一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率は、小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）と巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）とで異なるものとする。

3 指定された事業体は、この条約の施行規則に定める条件に従い、その型又は内容品によって区分された郵袋を交換する。

4 国際郵便料金受取人払郵便物の補償金は、この条約の施行規則に定めるところによる。

5 二千二十六年については、郵便物一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率を組み合わせた料率は、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数（書類を包有する通常郵便

物（小型郵便物（P）及び大型郵便物（G））については重量〇・二六五キログラムにつき六・三六通、巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）については重量〇・七三五キログラムにつき二・七〇通）に基づき、重量一キログラムごとの合算料率に変換する。ただし、郵便物の流れが次のものである場合には、郵便物の重量一キログラムに含有される郵便物の構成については、この条約の施行規則に定める条件に従って行われる標本抽出に基づくものとする。

5.1 A 集団の国の間全ての郵便物の流れ

5.2 B 集団の国の間及びB 集団の国とA 集団の国との間の年間総重量が五十トンを超える郵便物の流れ

5.3 C 集団の国の間並びにC 集団の国とA 集団及びB 集団の国との間の年間総重量が七十五トンを超える郵便物の流れ

6 二千二十七年以降は、年間総重量が十五トンを超える郵便物の流れについて、通常郵便物は、その内容品によって、書類を含有する郵便物（小型郵便物（P）及び大型郵便物（G））又は小形包装物（E）ごとの差立便を作成することにより区分されるものとする。

6.1 郵便業務理事会は、型又は内容品によって区分された郵袋の交換のため、業務、統計及び決済に必

要な追加の手続を定める。

6.1.1 A 集団の国の間の年間総重量が十五トンを下回る郵便物の流れ及び年間総重量が十五トンを超え、かつ、書類を包有する郵便物の年間総トン数が二十五トンを下回る郵便物の流れについては、名宛側の指定された事業者が、標本抽出に基づいて郵便物の通数を確定するための統計を用いた型及び内容品の区分を翌年の一月一日から適用する旨を、その前年の九月三十日までに他の指定された事業体に通報する場合には、当該区分が実施される。

6.2 通常郵便物が書類を包有する郵便物（小型郵便物（P）及び大型郵便物（G））と小形包装物（E）とに区分される場合には、郵便物一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率を組み合わせた料率は、次の書類を包有する郵便物及び小形包装物（E）それぞれの全世界の平均通数に基づき決定される重量一キログラムごとの合算料率に変換する。

6.2.1 書類を包有する差立便（小型郵便物（P）及び大型郵便物（G））については、重量一キログラムにつき二十四・〇六通

6.2.2 小形包装物（E）を包有する差立便については、重量一キログラムにつき三・六六通

6.3 書類を包有する郵便物の年間総トン数が二十五トンを超える郵便物の流れについては、この条約の

施行規則に定める条件に従って、標本抽出に基づいて決定される郵便物の通数を、6.2.1に定める郵便物の通数に代えて用いる。

6.3.1 C 集団の国が発送する年間総重量が十五トンから七十五トンまでの郵便物の流れについては、6.2.1に定める郵便物の通数及び第三十条5に定める最低の料率に基づいて決定される、書類を包有する郵便物（小型郵便物（P）及び大型郵便物（G））についての重量一キログラムごとの合算料率を次のとおり適用する。

6.3.1.1 二千二十七年については、重量一キログラムにつき一・四九七SDR

6.3.1.2 二千二十八年については、重量一キログラムにつき二・〇〇八SDR

6.3.1.3 二千二十九年については、重量一キログラムにつき二・五四九SDR

6.3.1.4 二千三十年については、重量一キログラムにつき一三・一二〇SDR

6.4 通常郵便物が書類を包有する郵便物（小型郵便物（P）及び大型郵便物（G））と小形包装物

（E）とに区分される場合には、6.2.2に定める小形包装物（E）の通数については、この条約の施行規

則に定める条件に従い全数調査又は標本抽出に基づいて決定される郵便物の通数をこれに代えて用いる。ただし、二千二十七年におけるC集団の国が発送する年間総重量が十五トンから七十五トンまでの郵便物の流れについては、小形包装物（E）について重量一キログラムにつき五・〇五八SDRの料率を適用する。

7 二千二十七年以降の年に適用する料率に関し、内容品によって区分されていない郵便物の流れについては、郵便物一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率を組み合わせた料率は、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数（書類を包有する通常郵便物（P）及び大型郵便物（G））については重量〇・二六五キログラムにつき六・三六通、小形包装物（E）については重量〇・七三五キログラムにつき二・七〇通）に基づき、重量一キログラムごとの合算料率に変換する。

7.1 郵便物の流れが年間総重量十五トンを超え、かつ、通常郵便物がその内容品によって区分されていない場合には、名宛側の指定された事業体は、この条約の施行規則に定める条件に従い、標本抽出に基づいて当該流れの構成を決定することができる。

7.2 C 集団の国が発送する郵便物の流れが年間総重量十五トンを超え、かつ、通常郵便物がその内容品によって区分されていない場合には、^{6.3.1} 及び次条^{15.6.1}の規定は適用しない。

8 C 集団の国が発送する郵便物の流れについては、次の重量一キログラムごとの合算料率を適用する。

8.1 二千二十六年については、年間総重量が七十五トンを下回る場合には、重量一キログラムにつき六・四七二SDR

8.2 二千二十七年については、年間総重量が十五トンを下回る場合には、重量一キログラムにつき六・七六七SDR

8.3 二千二十八年については、年間総重量が十五トンを下回る場合には、重量一キログラムにつき七・〇七一SDR

8.4 二千二十九年については、年間総重量が十五トンを下回る場合には、重量一キログラムにつき七・三八九SDR

8.5 二千三十年については、年間総重量が十五トンを下回る場合には、重量一キログラムにつき七・七二四SDR

9 重量が五キログラム未満のM郵袋については、到着料の計算においては重量五キログラムとみなす。
M郵袋について適用する到着料率は、次のとおりとする。

9.1 二千二十六年については、重量一キログラムにつき一・一五三SDR

9.2 二千二十七年については、重量一キログラムにつき一・二〇五SDR

9.3 二千二十八年については、重量一キログラムにつき一・二五九SDR

9.4 二千二十九年については、重量一キログラムにつき一・三一六SDR

9.5 二千三十年については、重量一キログラムにつき一・三七五SDR

10 書留郵便物一通当たりの追加の補償金は、二千二十六年については一・七四五SDR、二千二十七年については二・五〇〇SDR、二千二十八年については二・六一三SDR、二千二十九年については二・七三一SDR、二千三十年については二・八五四SDRとする。郵便業務理事会は、提供される業務がこの条約の施行規則に定める追加的な特性を含む場合には、これらの業務及び他の補足的な業務のために補償金の補足を認めることができる。

11 書類を包有する保険付郵便物（小型郵便物（P）及び大型郵便物（G））一通当たりの追加の補償金

は、二千二十六年については二・〇四五SDR、二千二十七年については二・八〇〇SDR、二千二十八年については二・九一三SDR、二千二十九年については三・〇三一SDR、二千三十年については三・一五四SDRとする。郵便業務理事会は、提供される業務がこの条約の施行規則に定める追加的な特性を含む場合には、これらの業務及び他の補足的な業務のために補償金の補足を認めることができる。

12 追跡郵便物一通当たりのサービスの特性に対する補足的な補償金は、この条約の施行規則に定める条件に従うことを条件とする。郵便業務理事会は、同施行規則に従い、情報の電子的な送信に係る達成度に応じて、追跡郵便物のために補償金の補足を認めることができる。

13 二国間の別段の合意がある場合を除くほか、バーコード付識別子が付されていない小形包装物（E）、書留郵便物、保険付郵便物及び追跡郵便物又は連合の技術標準S10に適合しないバーコード付識別子が付された小形包装物（E）、書留郵便物、保険付郵便物及び追跡郵便物の一通当たりの追加の補償金は、〇・五SDRとする。

14 返送された配達不能の通常郵便物の補償金については、この条約の施行規則に定める。

15 到着料の計算においては、この条約の施行規則に定める条件に従って大量に差し出される通常郵便物を「大量郵便物」という。

15.1 物品を包有する大量郵便物の補償金は、場合に応じて次条1.2又は1.4の規定に従って設定される。

6.4、8並びに次条^{1.5.6.1}及び4に定める条件は適用しない。

15.2 書類を包有する大量郵便物（小型郵便物（P）及び大型郵便物（G））の補償金は、第三十条の規定に従って設定される。^{6.3.1}及び8に定める条件は適用しない。

15.3 名宛側の指定された事業者は、一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率を適用した補償金を請求することができる。これに代えて、当該補償金は、次条及び第三十条に定める一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率を基礎として、5及び7に定める郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数に基づき、重量一キログラムごとの合算料率の適用により設定することができる。8並びに次条^{1.5.6}及び4に定める条件は、この重量一キログラムごとの合算料率の計算には適用しない。

16 この条の規定については、いかなる留保も付することができない。

第十五条

条約第二十九条を次のように改める。

第二十九条 到着料（巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の補償金の料率の決定についての規定）

1 総則

1.1 二千二十六年については、この条の規定を巨大郵便物（E）の補償金について同様に適用する。

1.2 二千二十六年については、巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の料率は、次条1の規定に従い、重量二百七十三グラムの小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）の料金（付加価値税及び他の税金を控除したもの）を基礎として計算する。

1.2.1 二千二十六年における料率は、重量二百七十三グラムの巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に関し、二千二十五年と比較して十三パーセントを超える収入の増加をもたらすものであってはならない。

1.2.2 二千二十六年については、1.2に定める料率は、一通当たり一・二六五SDR及び重量一キログラ

ムにつき二・八四四SDRを超えてはならない。

1.2.3 二千二十六年については、1.2に定める料率は、一通当たり〇・八一九SDR及び重量一キログラムにつき一・八四二SDRを下回るものであつてはならない。

1.2.4 これらの料率の計算に関するその他の条件については、この条約の施行規則に定める。

1.3 指定された事業体は、二千二十七年以降の年に適用する料率に関し、この条の規定に従つて小形包装物（E）の補償金の料率を決定するため、同様の業務に適用される内国料金を国際事務局に通報する。

1.4 さらに、指定された事業体は、二千二十六年については巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）について、二千二十七年以降については小形包装物（E）のみについて適用する一通当たりの自己申告料率及び重量一キログラムごとの自己申告料率であつて現地通貨又はSDRで表示されるものを、補償金の料率が適用される暦年の前年の五月一日を期限として国際事務局に通報することができる。同事務局は、毎年、現地通貨で通報された自己申告料率をSDRに換算する。同事務局は、SDRによる料率を計算するため、自己申告料率が適用される年の前年の二月末日までの五箇月の期間に収集さ

れたデータに基づく為替相場の月ごとの平均を用いる。算出された料率は、遅くとも自己申告料率が適用される年の前年の七月一日までに同事務局の回章によって通報される。

1.4.1 この条の規定に基づいて自己申告された巨大郵便物（E）又は小形包装物（E）に適用する料率は、1.2の規定に従って決定する料率に代えて用いる。

1.5 1.6の規定が適用されることを条件として、自己申告料率は、次のとおりとする。

1.5.1 小形包装物（E）の平均重量を二百七十三グラムとした上で、1.6の規定に従って得られる国別の料率の上限を超えてはならない。

1.5.2 指定された事業者が内国業務において小形包装物（E）に相当するものとして取り扱う郵便物については、自己申告料率が適用される年の前年の五月一日に有効な一通当たりの内国料金の七十パーセント又は当該内国料金に8の規定の適用による割合を乗じた額を超えてはならない。

1.5.3 指定された事業者が内国業務において大きさ及び形状の最大寸法を定めている小形包装物（E）については、有効な一通当たりの内国料金を基礎とする。

1.5.4 全ての指定された事業者に通報される。

1.5.5 小形包装物（E）についてのみ適用する。

1.5.6 C 集団の国からの郵便物の流れの年間総重量が七十五トンを超える場合には、C 集団の国からの小形包装物（E）の流れに適用する。

1.5.6.1 C 集団の国からの郵便物の流れの年間総重量が七十五トンを下回る場合であつて、前条6に定める重量の基準を超える場合には、次の料率をC 集団の国からの小形包装物（E）の流れに適用する。

1.5.6.1.1 二千二十八年については、一通当たり〇・八九五SDR及び重量一キログラムにつき二・〇一二SDR

1.5.6.1.2 二千二十九年については、一通当たり〇・九三五SDR及び重量一キログラムにつき二・一〇三SDR

1.5.6.1.3 二千三十年については、一通当たり〇・九七七SDR及び重量一キログラムにつき二・一九八SDR

1.6 小形包装物（E）に適用する一通当たりの自己申告料率及び重量一キログラムごとの自己申告料率

は、十一點（同様の内国業務において、重量二十グラム、三十五グラム、七十五グラム、百七十五グラム、二百五十グラム、三百七十五グラム、五百グラム、七百五十グラム、千グラム、千五百グラム及び二千グラムの小形包装物（E）にそれぞれ適用される優先郵便物一通当たりの料金（税金を控除したもの）の七十パーセント又は当該料金に8の規定の適用による割合を乗じた額に相当する点）の線形回帰によって決定される国別の料率の上限を超えてはならない。

1.6.1 自己申告料率が国別の料率の上限を超えているか否かを判断するため、小形包装物（E）の一通当たりの重量を二百七十三グラムとした上で、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数に基づいて平均収入を計算することによって確認を行う。小形包装物（E）の一通当たりの平均重量を二百七十三グラムとした場合において、自己申告料率が国別の料率の上限を超えるときは、一通当たりの料率の上限及び重量一キログラムごとの料率の上限を適用する。これに代えて、対象となる指定された事業者は、適当な場合には、自己申告料率を1.6及び3の規定に適合する水準に引き下げることを選択することができる。

1.6.2 包装物の厚さに基づいて複数の内国料金が適用される場合には、重量二百五十グラムまでの郵便

物については最も低い内国料金を、重量二百五十グラムを超える郵便物については最も高い内国料金を用いる。

1.6.3 同様の内国業務において地帯別料金が適用される場合には、この条約の施行規則に定める中間の地点の料金を用いるものとし、隣接しない地帯についての内国料金は中間の地点の料金の計算から除外する。これに代えて、用いるべき地帯別料金の決定に当たっては、自国宛ての小形包装物（E）が実際に移動した加重平均距離（直近の暦年のもの）に基づいて計算することができる。

1.6.4 同様の内国業務及びその料金が基礎業務の一部を成さない追加の業務（例えば、追跡、署名を伴う手交、保険）の要素を含み、かつ、これらの要素が1.6に規定する全ての重量に関係する場合に、当該同様の内国業務における相当する追加の内国料金、当該追加の業務に係る料金又は連合の文書においてガイドラインの対象として定められている料金のうち最も低い料金を内国料金から控除する。追加の業務の全ての要素に係る控除の合計は、内国料金の二十五パーセントを超えてはならない。

2 1.6の規定に従って得られる国別の料率の上限を用いて計算された重量二百七十三グラムの小形包装物

(E) についての収入が次に定める料率を用いて計算された同等の重量の同様の郵便物についての収入よりも低くなる場合には、自己申告料率は、次の料率を超えてはならない。

2.1 二千二十六年については、一通当たり〇・八一九SDR及び重量一キログラムにつき一・八四二S

DR

2.2 二千二十七年については、一通当たり〇・八五六SDR及び重量一キログラムにつき一・九二五S

DR

2.3 二千二十八年については、一通当たり〇・八九五SDR及び重量一キログラムにつき二・〇一二S

DR

2.4 二千二十九年については、一通当たり〇・九三五SDR及び重量一キログラムにつき二・一〇三S

DR

2.5 二千三十年については、一通当たり〇・九七七SDR及び重量一キログラムにつき二・一九八SD

R

3 1.6 に定める料率の上限を考慮に入れることに加え、いずれの年における料率も、重量二百七十三グラ

ムの小形包装物（E）に関し、前年と比較して十パーセントを超える収入の増加をもたらすものであつてはならない。

3.1 二千二十七年以降に適用する料率については、前年以前のいかなる未使用の増加分についても繰り越すことができるものとし、3に定める増加分に加えて適用することができる。未使用の増加分の百分率の値が十を超えない分をその翌年に繰り越すことができる。

4 B集団の国間の通常郵便物の流れ及びB集団の国からA集団の国への通常郵便物の流れの年間総重量が、二千二十六年については二十五トンを下回る場合及び二千二十七年以降については十五トンを下回る場合には、小形包装物（E）の料率は、次のとおり決定する。

4.1 二千二十六年については、1.2の規定に従う。

4.2 二千二十七年以降については、1.4に定める自己申告料率を適用する。ただし、重量二百七十三グラムの小形包装物（E）の自己申告料率を基礎として計算される収入が次に定める料率を基礎として計算される同等の重量の同様の郵便物についての収入よりも高くなる場合には、次の料率を適用する。

4.2.1 二千二十七年については、一通当たり一・三二二SDR及び重量一キログラムにつき二・九七二

SDR

4.2.2 二千二十八年については、一通当たり一・三八一SDR及び重量一キログラムにつき三・一〇六

SDR

4.2.3 二千二十九年については、一通当たり一・四四三SDR及び重量一キログラムにつき三・二四六

SDR

4.2.4 二千三十年については、一通当たり一・五〇八SDR及び重量一キログラムにつき三・三九二S

DR

5 二千二十六年に適用する料率については、郵便物一通当たりの自己申告料率と重量一キログラムごとの自己申告料率との間の比率は、当該比率の百分率の値の増減が前年の比率と比較して五を超えないものとする。二千二十七年に適用する料率については、このような比率についての制約はない。二千二十八年以降に適用する料率については、郵便物一通当たりの自己申告料率と重量一キログラムごとの自己申告料率との間の比率は、当該比率の百分率の値の増減が前年の比率と比較して二十を超えないものとする。

5.1 5の規定の適用において、郵便物一通当たりの自己申告料率と重量一キログラムごとの自己申告料率との間の比率が負の数値になってはならない。

5.2 その他の仕様については、この条約の施行規則に定める。

6 ある暦年について小形包装物（E）に適用する料率を自己申告することを選択した指定された事業者がその翌暦年について異なる自己申告料率を通報しない場合には、この条に定める条件を満たさない場合を除くほか、現行の自己申告料率が引き続き適用される。当該指定された事業者は、2に定める最低の料率を徴収することができる。

6.1 ある暦年について小形包装物（E）に適用する料率を自己申告しないことを選択した指定された事業者がその翌暦年について自己申告料率を通報しない場合には、小形包装物（E）に適用する補償金の料率は、重量二百七十三グラムの小形包装物（E）に関し、1.6に定める料率の上限から算出される収入と、前年における郵便物一通当たりの自己申告料率と重量一キログラムごとの自己申告料率との間の比率と同一の比率を適用して3に定める最大の増加率から算出される収入のうち、いずれか低い方の料率を基礎とする。

6.2 料率が効力を生ずる年の前年の五月一日までに、1.6に定める同様の内国業務において適用される優先郵便物一通当たりの料金を通報しない指定された事業者については、当該指定された事業者が前年の計算に用いた当該料金を適用する。当該指定された事業者がそれまでのいずれの年にも当該料金を国際事務局に通報しなかった場合には、2に定める最低の料率を適用する。

6.2.1 料率が効力を生ずる年の前年の五月一日までに、優先郵便物一通当たりの料金が前年に通報された当該料金と比較して減額されている場合には、国際事務局は、この条に規定する内国料金の減額に関して関係する指定された事業者から通報を受けるものとする。

7 二千十八年における自国宛ての通常郵便物の年間総重量が七万五千トン（国際事務局に提供される関連する公式の情報その他公に利用可能な情報であつて同事務局が評価するものによる。）を超える加盟国の指定された事業者は、小形包装物（E）に適用する料率を自己申告することができる。ただし、当該料率が適用される暦年において、B集團の国からの郵便物の流れであつて、二千二十六年については年間総重量が二十五トンを超えないもの及び二千二十七年以降については年間総重量が十五トンを超えないもの並びにC集團の国からの郵便物の流れであつて年間総重量が七十五トンを超えないものを除

く。当該指定された事業体は、また、当該加盟国への、当該加盟国からの及び当該加盟国と他の国との間における郵便物の流れについて、3に定める収入の増加に係る制限を適用しない権利を有する。

7.1 一の加盟国の指定された事業体が7の規定を援用する場合には、関連する他の全ての指定された事業体（7に規定するB集団又はC集団の国からの郵便物の流れに係る指定された事業体を含む。）も、同様に、3に定める収入の増加に係る制限を受けることなく、当該一の加盟国の指定された事業体に対し、小形包装物（E）の料率を自己申告することができる。

7.2 7.1の規定に基づいて自己申告料率を適用することを選択する関連する指定された事業体（7に規定するB集団又はC集団の国からの郵便物の流れに係る指定された事業体を含む。）は、7の規定を援用した指定された事業体との間で自己申告料率について同一の条件を相互に適用する。8.1及び8.2の規定は、関連する他の全ての指定された事業体にも適用される。

7.3 二千二十七年以降について、指定された事業体が1.4及び7.1の規定に基づいて自己申告料率を適用する場合には、一通当たりの料率と重量一キログラムごとの料率との間の比率は、同一でなければならぬ（百分率の値で〇・一の偏差は可能とする。）。

8 費用と料金との比率の変更

8.1 7の規定に基づく選択をする指定された事業体を監督する権限のある当局が、小形包装物（E）の取扱い及び配達の費用の全部を賄うため、当該指定された事業体の自己申告料率は一通当たりの費用と料金との比率であつて内国料金の七十パーセントを超えるものを基礎としなければならないことを決定する場合には、当該指定された事業体の費用と料金との比率は、七十パーセントを超えることができる。ただし、当該比率は、七十パーセント又は現在有効な自己申告料率の計算に用いている費用と料金との比率のいずれか高い方の百分率の値に一を加えた値を超えてはならず、かつ、八十パーセントを超えてはならない。また、当該指定された事業体が1.4の規定に従つて国際事務局に対して行う通報とともに全ての補足的な情報を提供すること（当該当局が当該情報を書面により認証することを含む。）を条件とする。当該指定された事業体は、自国の権限のある当局の決定に基づいてその費用と料金との比率を引き上げる場合には、遅くとも引き上げた比率を適用する年の前年の五月一日までに、当該比率を国際事務局に通報する。具体的な比率の計算に用いる費用及び収入に関するその他の仕様については、この条約の施行規則に定める。

8.2 C 集団に分類された国の指定された事業体を監督する権限のある当局が、小形包装物（E）の取扱

い及び配達の費用の全部を賄うため、当該指定された事業体の料率の上限は一通当たりの費用と料金との比率であつて内国料金の七十パーセントを超えるものを基礎としなければならないことを決定する場合には、当該指定された事業体の費用と料金との比率は、七十パーセントを超えることができず。ただし、当該指定された事業体が1の規定に従つて国際事務局に対して行う通報とともに全ての補足的な情報を提供すること（当該当局が当該情報を書面により認証することを含む。）を条件とする。当該指定された事業体は、自国の権限のある当局の決定に基づいてその費用と料金との比率を引き上げる場合には、遅くとも引き上げた比率を適用する年の前年の五月一日までに、当該比率を国際事務局に通報する。具体的な比率の計算に用いる費用及び収入に関するその他の仕様については、この条約の施行規則に定める。

9 7の規定に基づいて料率を自己申告することを選択する指定された事業体は、これらの料率の導入の際に、無差別の原則に基づき、自国の規制当局の定める規則に従つて作成する相互に受入れ可能な二者間の商業上の取決めを通じて、かつ、実行可能な範囲内で、差出側の連合加盟国の指定された事業体

が、名宛側の指定された事業体により既に公表されている内国業務における同様の業務についての料金であつて分量及び距離に応じて調整されたものを利用することができるようにすることを検討すべきである。

10 小形包装物（E）に適用する料率の自己申告に関する全ての追加の条件及び手続については、この条約の施行規則に定める。

11 この条の規定については、いかなる留保も付することができない。

第十六条

条約第三十条を次のように改める。

第三十条 到着料（書類を包有する通常郵便物（小型郵便物（P）及び大型郵便物（G））の補

償金の料率の決定についての規定）

1 書類を包有する小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）の一通当たりの補償金の料率及び重量一キログラムごとの補償金の料率は、それぞれ、重量二十グラムの小型郵便物（P）の料金及び重量百七十五グラムの大型郵便物（G）の料金（付加価値税及び他の税金を控除したもの）の七十パーセントを基礎

として計算する。

2 郵便業務理事会は、型ごとに区分された郵袋の交換のため、料率の計算のために適用する条件並びに業務、統計及び決済に必要な手続を定める。

3 いずれの年における料率も、重量四十二・ニグラムの小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）に關し、前年と比較して十三パーセントを超える到着料に係る収入の増加をもたらすものであつてはならない。

4 小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）に適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

4.1 二千二十六年については、一通当たり〇・四七三SDR及び重量一キログラムにつき三・六九二S

DR

4.2 二千二十七年については、一通当たり〇・五〇八SDR及び重量一キログラムにつき三・九六九S

DR

4.3 二千二十八年については、一通当たり〇・五四六SDR及び重量一キログラムにつき四・二六七S

DR

4.4 二千二十九年については、一通当たり〇・五八七SDR及び重量一キログラムにつき四・五八七S

DR

4.5 二千三十年については、一通当たり〇・六三一SDR及び重量一キログラムにつき四・九三一SD

R

5 小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）に適用する料率は、次の料率を下回るものであつてはならぬ。

5.1 二千二十六年については、一通当たり〇・三四五SDR及び重量一キログラムにつき二・六九〇S

DR

5.2 二千二十七年については、一通当たり〇・三六一SDR及び重量一キログラムにつき二・八一一S

DR

5.3 二千二十八年については、一通当たり〇・三七七SDR及び重量一キログラムにつき二・九三七S

DR

5.4 二千二十九年については、一通当たり〇・三九四SDR及び重量一キログラムにつき二・〇六九S

D R

5.5 二千三十年については、一通当たり〇・四一二SDR及び重量一キログラムにつき三・二〇七SD

R

6 この条の規定については、いかなる留保も付することができない。

第十七条

条約第三十一条を次のように改める。

第三十一条 移行制度に参加している国の指定された事業体への、このような国の指定された事

業体からの及びこのような国の指定された事業体の間における郵便物の流れに適用

される到着料についての規定

削除

第十八条

条約第三十二条を次のように改める。

第三十二条 業務の質を改善するための基金

- 1 到着料及び業務の質を改善するための基金（以下「基金」という。）の目的に関連し、C集団の国のうち後発開発途上国に分類された国に対して全ての国が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、C集団の国のうち後発開発途上国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、第二十八条から第三十条までに定める料率の二十パーセント分増額される。C集団の国においては、その増額分の支払は、行わない。
- 2 C集団の国に分類された国（1に規定する後発開発途上国を除く。）に対してA集団の国に分類された国が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、C集団の国に分類された国（1に規定する後発開発途上国を除く。）における業務の質を改善するための基金への支払のため、第二十八条から第三十条までに定める料率の十パーセント分増額される。
- 3 C集団の国に分類された国（1に規定する後発開発途上国を除く。）に対してB集団の国に分類された国（二千十六年以降に目標制度に参加した国を除く。）が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、C集団の国に分類された国（1に規定する

後発開発途上国を除く。)における業務の質を改善するための基金への支払のため、第二十八条から第三十条までに定める料率の十パーセント分増額される。

4 C 集団の国に分類された国(1に規定する後発開発途上国を除く。)に対してB 集団の国に分類された国のうち二千十六年以降に目標制度に参加した国が支払う到着料(M 郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。)は、C 集団の国に分類された国(1に規定する後発開発途上国を除く。)における業務の質を改善するための基金への支払のため、第二十八条から第三十条までに定める料率の五パーセント分増額される。

5 B 集団の国に分類された国のうち二千十六年以降に目標制度に参加した国に対してA 集団及びB 集団の国に分類された国が支払う到着料(M 郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。)は、一パーセント分増額される。その増額分は、B 集団及びC 集団の国に分類された国の業務の質を改善するために設立され、郵便業務理事会が定める手続に従って管理される共通基金に拠出される。

6 B 集団の国に分類された国のうち二千十六年以降に目標制度に参加した国に対してA 集団及びB 集団

の国に分類された国が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、〇・五パーセント分増額される。その増額分は、特にC集団の国のうち国際連合によつて後発開発途上国に分類された国の業務の質を改善するため、5に規定する共通基金の一部として設立され、郵便業務理事会が定める手続に従つて管理される特別口座に拠出される。

7 1から4までの規定に基づいて拠出され、二千十八年に始まる四年の基金の基準年を通じて累積された資金であつて未使用のものは、5に規定する共通基金に移管される。ただし、郵便業務理事会が定める手続に従うものとする。この7の規定の適用上、当該四年の間に拠出された金額の最後の支払分を基金が受領してから二年の間に、基金が承認した業務の質を改善するための計画に使用されなかつた資金のみが、当該共通基金に移管される。

8 C集団の国における業務の質を改善するための基金への支払に充てる到着料の合計は、各受益国について少なくとも年額二万SDRとする。この最低額に達するために必要な追加の資金は、A集団及びB集団の国に対し、交換する分量に応じて請求される。

9 郵便業務理事会は、基金の計画の資金調達のための手続を採択し、又は改定する。

第十九条

条約第三十三条を次のように改める。

第三十三条 小包の補償金の料率の決定についての規定

1 総則

1.1 二千二十六年において二の指定された事業者の間で交換される小包については、この条約の施行規則に定める小包一個当たりの基本料金率及び重量一キログラムごとの基本料金率を適用して計算した到着の陸路割当料金を課する。

1.1.1 二千二十六年については、全世界的な最低の基本料金率は、重量五キログラムの小包一個当たり四・二五SDRに相当するものとする。当該全世界的な最低の基本料金率は、小包一個当たり二・八五SDRに重量一キログラム当たり〇・二八SDRを加える計算式の適用により得られる。指定された事業者は、少なくとも当該全世界的な最低の基本料金率を徴収する。

1.1.2 指定された事業者は、この条約の施行規則に従い、提供されたサービスの特性に基づいて、小包一個当たりの基本料金率及び重量一キログラムごとの基本料金率を四十パーセントまで引き上げる

ことができる。

1.1.3 1.1に規定する陸路割当料金並びに1.1.1及び1.1.2に規定する基本料金率については、この条約の施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業体が負担する。

1.1.4 到着の陸路割当料金は、各国の全領域について均一とする。

1.2 二千二十七年以降の年に適用する料率に関し、指定された事業体は、小包の料率の上限を決定するため、同様の業務に適用される内国料金を国際事務局に通報する。

1.2.1 小包郵便物に適用する国別の料率の上限は、七点（同様の内国業務において、重量二百五十グラム、五百グラム、一キログラム、二キログラム、五キログラム、十キログラム及び二十キログラムの追跡を伴う小包郵便物にそれぞれ適用される優先小包一個当たりの料金（税金を控除したもの）の百パーセントに相当する点）の線形回帰によって決定される。

1.2.2 指定された事業体が内国制度において小包に相当するものとして取り扱う郵便物の一個当たりの内国料金は、小包の補償金の料率が適用される年の前年の五月一日に有効なものであって、小包郵便物について定められた大きさ及び形状の最大寸法に応じたものとする。

1.2.3 同様の内国業務において地帯別料金が適用される場合には、この条約の施行規則に定める中間の

地点の料金を用いるものとし、隣接しない地帯についての内国料金は中間の地点の料金の計算から除外する。これに代えて、用いるべき地帯別料金の決定に当たっては、自国宛ての小包が実際に移動した加重平均距離（直近の暦年のもの）に基づいて計算することができる。

1.2.4 内国制度における優先小包一個当たりの料金がその重量ではなく、その大きさ又は寸法のみに基づいて決定される場合には、この条約の施行規則に定める条件に従って、当該料金は、1.2.1に定める値を決定するために用いられる。

1.2.5 C 集団の国の指定された事業者は、4 に定める適用可能な規定に基づき、内国料金を通報しないことを選択することができる。

1.2.6 料率が効力を生ずる年の前年の五月一日までに、1.2 に定める同様の内国業務において適用される優先小包一個当たりの料金を通報しない指定された事業者については、当該指定された事業者が前年に用いた当該料金を適用する。当該指定された事業者がそれまでのいずれの年にも、関連する優先小包一個当たりの料金を国際事務局に通報しなかった場合には、5 に定める最低の料率を適用す

る。

1.2.6.1

料率が効力を生ずる年の前年の五月一日までに、優先小包一個当たりの料金が前年に通報された当該料金と比較して減額されている場合には、国際事務局は、この条に規定する内国料金の減額に関して関係する指定された事業者から通報を受けるものとする。

1.3

さらに、指定された事業者は、翌暦年に小包に適用する一個当たりの自己申告料率及び重量一キログラムごとの自己申告料率であつて現地通貨又はSDRで表示されるものを、補償金の料率が適用される暦年の前年の五月一日を期限として国際事務局に通報することができる。同事務局は、毎年、現地通貨で通報された自己申告料率をSDRに換算する。同事務局は、SDRによる料率を計算するたため、自己申告料率が適用される年の前年の二月末日までの五箇月の期間に収集されたデータに基づく為替相場の月ごとの平均を用いる。算出された料率は、遅くとも自己申告料率が適用される年の前年の七月一日までに同事務局の回章によって通報される。

2 自己申告料率は、小包の平均重量を四・六五二キログラムとした上で、次のとおり決定される各年についての収入の上限を超えてはならない。

- 2.1 二千二十七年については、重量を四・六五二キログラムとした上で、1.2に定める料率の上限を基礎として計算される収入の二十五パーセントと二千二十六年に有効な到着の陸路割当料金を基礎として計算される収入の七十五パーセントとの合計
- 2.2 二千二十八年については、重量を四・六五二キログラムとした上で、1.2に定める料率の上限を基礎として計算される収入の五十パーセントと二千二十六年に有効な到着の陸路割当料金を基礎として計算される収入の五十パーセントとの合計
- 2.3 二千二十九年については、重量を四・六五二キログラムとした上で、1.2に定める料率の上限を基礎として計算される収入の七十五パーセントと二千二十六年に有効な到着の陸路割当料金を基礎として計算される収入の二十五パーセントとの合計
- 2.4 二千三十年については、重量を四・六五二キログラムとした上で、1.2に定める料率の上限を基礎として計算される収入の百パーセント
- 2.5 2.1から2.4までの規定については、到着の陸路割当料金は、二千二十六年における1.1に定める小包一個当たりの基本料金率及び重量一キログラムごとの基本料金率を四十パーセント分増額し、及び小包

一個当たり一・二〇〇SDR減額したものとす。この一・二〇〇SDRの控除は、1.2.1の規定に基づく通報された内国制度の料金に配達についての証明を含む指定された事業者に対しては行わない。

3 年間の増減の最大値

3.1 2に定める各年についての収入の上限が前年の収入を二十パーセント分増額したものよりも高い場合には、前年の収入を二十パーセント分増額した収入を2に定める収入の上限に代えて用いる。

3.2 2に定める各年についての収入の上限が前年の収入を十パーセント分減額したものよりも低い場合には、前年の収入を十パーセント分減額した収入を2に定める収入の上限に代えて用いる。

3.3 二千二十七年に適用する料率については、前年の収入は、重量を四・六五二キログラムとした上で、二千二十六年における1.1に定める小包一個当たりの基本料金率及び重量一キログラムごとの基本料金率を基礎として計算されたものを、四十パーセント分増額し、及び小包一個当たり一・二〇〇SDR減額したものとす。

3.3.1 3.3に定める一・二〇〇SDRの控除は、1.2.1の規定に基づく通報された内国制度の料金に配達についての証明を含む指定された事業者に対しては行わない。

3.4 二千二十八年以降に適用する料率については、前年の収入は、重量を四・六五二キログラムとした上で、小包一個当たりの自己申告料率及び重量一キログラムごとの自己申告料率を基礎として計算されるものとする。

4 二千二十七年以降に適用する料率については、C 集団に分類された国の指定された事業体を監督する権限のある当局が 1.2.1 に定める内国料金が費用に応じて設定されていないと判断する場合には、当該指定された事業体は、1.1 に定める二千二十六年の小包一個当たりの基本料金率及び重量一キログラムごとの基本料金率を、四十パーセント分増額し、次いで小包一個当たり一・二〇〇 S D R 減額したものを 2 及び 3 に定める収入の上限に代えて用いることができる。二千二十八年以降に適用する料率については、この 4 の規定を援用する指定された事業体は、これらの料率を毎年四・五パーセント分ずつ引き上げることができる。

4.1 4 に定める権限のある当局による判断は、料率が効力を生ずる年の前年の五月一日までに、書面により国際事務局に提出されなければならない。

4.2 4 の規定を援用する指定された事業体は、この条の規定に従って小包一個当たりの料率及び重量一

キログラムごとの料率を自己申告する。重量を四・六五二キログラムとした上で、これらの自己申告料率を基礎として計算される収入は、次の額を超えてはならない。

4.2.1 二千二十七年については、一〇・六九七SDR

4.2.2 二千二十八年については、一一・一七七SDR

4.2.3 二千二十九年については、一一・六七九SDR

4.2.4 二千三十年については、一二・二〇四SDR

5 2から4までの規定に従って得られる収入の上限を用いて計算された重量四・六五二キログラムの小包についての収入が次に定める全世界的な最低の料率を基礎として計算された同等の重量の同様の郵便物についての収入よりも低くなる場合には、自己申告料率は、次の料率を超えてはならない。

5.1 二千二十七年については、一個当たり四・五六〇SDR及び重量一キログラムにつき〇・四四八S

DR

5.2 二千二十八年については、一個当たり四・七六五SDR及び重量一キログラムにつき〇・四六八S

DR

5.3 二千二十九年については、一個当たり四・九七九SDR及び重量一キログラムにつき〇・四八九S

DR

5.4 二千三十年については、一個当たり五・二〇三SDR及び重量一キログラムにつき〇・五一一SD

R

6 自己申告料率が2から4までに定める収入の上限を超えているか否かを判断するため、小包の平均重量を四・六五二キログラムとした上で、収入を計算することによって確認を行う。通報された自己申告料率が2から4までに定める収入の上限を超える場合には、7.1の規定を適用する。これに代えて、対象となる指定された事業体は、自己申告料率をこの条の規定に適合する水準に引き下げることを選択することができる。

6.1 6に定める小包一個当たりの自己申告料率は、この条約の施行規則に定める達成度に応じた報奨金の上限額を下回ることとはできない。この額は、遅くとも当該自己申告料率が適用される年の前年の七月一日までに国際事務局の回章によって公表される小包一個当たりの自己申告料率から控除される。

6.2 指定された事業体は、この条約の施行規則に従い、個々の特性を有するサービスを提供することに

よって6.1に定める額の全部又は一部を回収することができる。

7 ある暦年について小包に適用する料率を自己申告することを選択した指定された事業者がその翌暦年について異なる自己申告料率を通報しない場合には、この条に定める条件を満たさない場合を除くほか、現行の自己申告料率が引き続き適用される。当該指定された事業者は、5に定める最低の料率を適用することができる。

7.1 ある暦年について小包に適用する料率を自己申告しないことを選択した指定された事業者がその翌暦年について自己申告料率を通報しない場合には、補償金の料率は、2及び3に定める収入の上限を基礎とし、前年における小包一個当たりの自己申告料率と重量一キログラムごとの自己申告料率との間の比率と同一の比率を適用するか、又は適当な場合には4の規定に従って決定される。

8 二千二十七年以降の年に適用する料率に関し、配達についての証明を伴う小包の追加の補償金は、一個当たり一・二〇〇SDR又は内国制度において配達についての証明に適用される料金とする。当該補償金は、1.2.1の規定に基づく通報された内国制度の料金に配達についての証明を含む指定された事業者に対しては支払われない。

8.1 内国制度における料金と同等の料金を適用する指定された事業者は、その時点において有効な当該

料金（税金を控除したものを）、当該料金を用いる料率が効力を生ずる年の前年の五月一日までに、国際事務局に通報する。同事務局は、SDRによる料率を計算するため、補償金が適用される年の前年の二月末日までの五箇月の期間に収集されたデータに基づく為替相場の月ごとの平均を用いる。適用される値は、1.3に規定する回章と同一のものにおいてSDRで公表される。

9 名宛側の指定された事業者は、隣接しない地帯に配達される重量四・六五二キログラムの小包についての内国料金が1.2に定める料率の上限の計算から除外された場合には、当該地帯に配達される郵便物について、この条約の施行規則に定める条件に従い、これらの料金の差に相当する額又はこの差額よりも低い額の自己申告料率に対する補足的な料率を適用することができる。

10 小包の海路運送に参加する指定された事業者は、海路割当料金を請求することができる。この海路割当料金については、この条約の施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業者が負担する。

10.1 海路割当料金は、利用される各海運業務につき、距離段階に応じて、この条約の施行規則に定め

る。

10.2 指定された事業体は、10.1の規定に従って計算される海路割当料金をその五十パーセントを限度として引き上げることができる。指定された事業体は、自己の裁量により、海路割当料金を引き下げることができる。

第二十条

条約第三十五条を次のように改める。

第三十五条 国際郵便物の交換のための勘定の決済及び支払に関する特別規定

1 この条約に従って実施された業務に係る勘定の決済及び支払（郵便物の運送（配達を含む。）のための決済及び支払、名宛国又は継越国における郵便物の取扱いのための決済及び支払並びに郵便物の亡失、盗取及び損傷を補償するための決済及び支払を含む。）は、この条約及び連合の他の文書の規定に基づき、また、これらの規定に従って行われる。これらの決済及び支払については、連合の文書に定める場合を除くほか、指定された事業体による書類の作成を要しない。

2 指定された事業体は、第三条に規定する普遍的な郵便業務の提供及び国際的な郵便ネットワークの保

全性を確保するため、連合の文書に従って実施される業務について支払を行う。決済した後、指定された事業者が、関連する連合の文書の規定に従い他のいずれかの指定された事業者に対して当該業務から生じた係争中でない債務を適時に支払うことができない場合には、債権者である指定された事業者は、基本的な政策及び原則に関する管理理事会の指針の範囲内で、この条約の施行規則に定める関連する手続に従って郵便業務の提供を停止することができる。

第二十一条

条約第三十六条を次のように改める。

第三十六条 継越料、航空運送料及び割当料金の額を定めることについての郵便業務理事会の権限

1 郵便業務理事会は、この条約の施行規則に定める条件に従い、指定された事業者が支払う次の継越料、航空運送料、割当料金その他^{1.3}に規定する事項を定める権限を有する。

1.1 一又は二以上の仲介国による通常郵便の郵袋の取扱い及び運送のための継越料

1.2 航空郵便物に適用する基本料金率及び航空運送料

- 1.3 小包についての業務の達成度に関連した報奨金に関する事項
 - 1.4 仲介国による小包の取扱い及び運送のための継越しの陸路割当料金
 - 1.5 小包の海路運送のための海路割当料金
 - 1.6 小包郵便による物品の返送業務の提供のための発送の陸路割当料金
- 2 改正は、業務を実施する指定された事業体に公平な報酬を確保する方法により、信頼し得るかつ代表的な経済上及び財務上のデータに基づくものとする。決定された改正は、郵便業務理事会が定める日に効力を生ずる。

第二十二条 この追加議定書の効力発生及び有効期間

この追加議定書は、二千二十七年一月一日に効力を生じ（例外として、第四条、第五条、第十条、第十二条から第十九条まで及び前条の規定並びに第八条によって改正される条約第十八条2.1、2.4及び3.3並びに第九条によって改正される条約第十九条4.2、6.1.1.1及び6.1.1の二の規定は、二千二十六年一月一日に効力を生ずる。）、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が条約中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

二千二十五年九月十九日にドバイで作成した。